

登米市消費生活通信

第15号 2025年度(10月)

点検商法にご用心！

点検商法とは「近所で行う工事の挨拶に来た」などと言って突然訪問し、「無料で点検してあげる」と言って点検した後、「このままだと危ない」などと不安をあおって工事の契約をさせる手口です。最近では、屋根、給湯器、分電盤、太陽光発電パネル等に関する点検商法のトラブルが増えています。悪質な業者は巧妙なトークで消費者に近づき本来消費者が望んでいない高額な工事を契約させているので、注意が必要です。



【事例①】突然業者が来訪し「ガス給湯器の点検に回っている」と言われたので話を聞いてしまった。業者は道路から給湯器を見た様子で「すぐに交換しなければ危ない」と言ってきた。不審に思ったが何かあったら大変だと思い承諾したが、費用は50万円だという。解約したい。

【事例②】事業者が自宅にやってきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので太陽光設備を無料で点検する。パネルによる火災事故が起こっている」などと説明された。後日事業者がドローンを飛ばして点検し、「今後太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま40万円の契約をした。事業者の説明が虚偽なら解約したい。

【アドバイス】

- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には応対しないようにしましょう。
- すぐに契約せず、複数社から見積もりを取るなどして検討しましょう。
- 保険金を利用できるというトークにも気をつけましょう。
- クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。



- ◆**給湯器**は、長期間の使用により重大な事故が起こる可能性もあります。業界団体等では、10年を目安に信頼できる事業者による点検や取り換えを推奨しています。
- ◆**分電盤を含む家庭用の電気設備**については、4年に1回の法定点検が電力会社に義務付けられています。法定点検の場合は、必ず事前に書面で通知の上、登録調査機関の調査員証を携帯した調査員が来ます。点検後に何らかの契約を勧誘することはありません。
- ◆**太陽光発電システム**を効率的に、また安全に利用するためには定期的な点検を行うことが重要ですが、点検義務の対象になるかは制度の利用や出力等により異なります。そのため「点検が義務化された」など契約を迫るセールストークには慎重に対応する必要があります。点検の要否がよくわからない場合には設置業者に相談しましょう。

怪しい通販サイトにご注意ください

ブランド品や米が不自然に安い、市場で希少な商品が販売されているなどの通販サイトを見て注文し、代金を支払ったのに、商品が届かない、偽物が届いた、お店と連絡が取れないなどの相談が寄せられています。



【事例①】ブランドのスニーカーが安く売られていたのを見つけた。代引き配達なので商品が届かなければ支払う必要もないと思い注文した。商品は届いたが偽物だった。

【事例②】通販サイトでウイスキーの注文を行った。代金支払い後に「発送する」とメールで連絡があったので、事業者から指定された個人名義の銀行口座に代金を支払った。その後連絡がないため発送状況を尋ねるメールを何度か送ったが返信がない。

★こんなサイトに要注意！★

- ◆ サイト内の日本語が正しく表記されていない。
- ◆ 市場では希少なものがサイトでは入手可能となっている。
- ◆ ブランド品、メーカー品の価格が通常より不自然に安く販売されている。
- ◆ 支払方法が限定されている。振込先の銀行口座の名義が個人名である。
- ◆ キャンセル、返品、返金のルールが記載されていない。
- ◆ サイトに事業者の名称、住所、電話番号が明確に記載されていない。(無関係の事業者情報の場合もあるので注意)

- **代引き配達**では、宅配業者に代金を支払う前に送り状に記載されている「**依頼人**」の情報を確認し、注文した販売業者と違う、覚えがない場合、代金を払わず受け取り拒否をしましょう。

★トラブルにあった場合は、すぐに決済関連事業者にご相談してください。

- クレジットカード決済の場合は、早急にクレジットカード会社に連絡し対応を求めましょう。
- 銀行振り込みやプリペイド型電子マネーの場合にはお金を取り戻すことは非常に困難ですが、早急に振込先銀行やプリペイドカードの発行会社に連絡しましょう。
- 代引き配達の場合は、配送業者に返金を求めることはできません。販売サイトか送り状に記載されている代行業者に連絡をしましょう。

警察を名乗る電話、国際電話などの不審な電話に注意!!

—警察を名乗る電話の後ビデオ通話に誘導され、個人情報伝えてしまった—

【事例】昨日、スマホに警察官を名乗る人物から電話があり、「あなたの銀行口座が資金洗浄に使われている。すでに逮捕した犯人があなたと共謀していると言っている。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」等と言われビデオ通話に誘導された。ビデオ通話では相手から警察手帳を見せられ「被害届が出ている」等と言われた。相手の指示に従い、住所、電話番号、職業、銀行口座情報を伝え、運転免許証を提示した。約3時間通話が続き、金銭を振り込む必要がある等と言われたところで、不審に思い電話を切った。金銭的被害はないが個人情報の悪用が心配だ。

【アドバイス】

- 警察がLINEのトークやビデオ通話で連絡を取ることはありません。
- 警察からと思われる電話であっても、所属や担当者名、電話番号、内線番号等を聞いた上でいったん電話を切り、警察署等の連絡先を自分で調べた上で相談してください。
- 知らない番号からの電話は慎重に対応しましょう。また、非通知でかかってきた電話には出ないようにしましょう。
- 相手が自分の個人情報を知っていたとしても驚かず、簡単に信用しないようにしましょう。自分からも個人情報を絶対に伝えないでください。

無視!
ブロック!

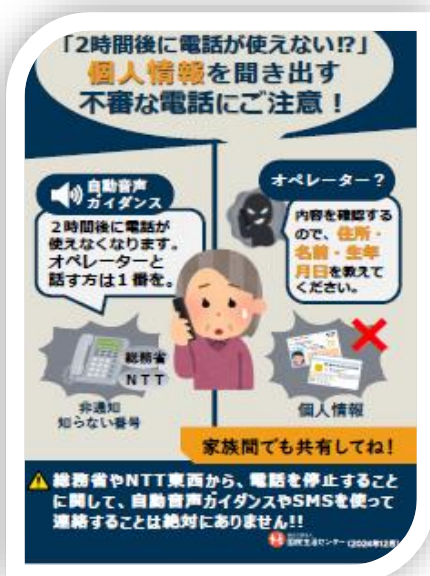


—大手電力会社をかたる不審な国際電話—

【事例】携帯電話に「+」から始まる番号から電話があり応答したところ、自動音声ガイダンスで「まもなく送電が止まります」といった内容が流れた。続けて「確認したい場合は1番を押してください」と流れたので1を押したところ、男性が応答して「まもなく電気が止まる」と言った。男性は大手電力会社名を名乗ったが、私が契約している電力会社は別の電力会社だったのでどういうことか尋ねたところ、一方的に電話が切れた。電気が止まるのは困る。

【アドバイス】

- 国際電話を利用しない方は、**利用休止申請**等をお願いします。
- 固定電話：国際電話の利用を休止することができます（無料）。着信休止は、どの固定電話会社でも受付可能です。
- 国際電話不取扱受付センター**
電話番号：0120-210-364
取扱時間：オペレーター案内：平日 9時～17時
自動音声案内：平日、土曜日・祝日 24時間
- ウェブサイト：ウェブサイトからの手続きも可能です。
国際電話利用契約の利用休止申請（国際電話不取扱受付センター）
- 携帯電話：携帯電話端末によっては発着信の設定が可能です。
- 携帯電話会社が提供するサービスの利用も検討しましょう。
注意：対応していないOS等がありますので利用前にご確認下さい。
- 警察相談専用電話「#9110」**



購入・出品した商品が偽物？！フリマサービスのトラブルに注意!!

「フリマサービスを利用したら偽物が届いた」という購入トラブルや「出品した商品が偽物とされた」などの出品トラブルが発生しています。

(フリマサービスは売主と買主との個人間取引です。)

【購入トラブル】

Q：フリマアプリで、商品案内ページに有名メーカー名が記載されていたギターを購入した。商品を受け取って確認したところ、シリアルナンバーが見当たらず、正規品ではないかもしれないと不安になった。出品者に確認したら「はっきり正規品とは言っていない」とあいまいな回答が返ってきた。どうしたらよいか。

(A：疑問点は事前に出品者に質問して解消！)



【出品トラブル】



Q：フリマアプリにブランドバッグを出品した。すぐに購入者が決まったのでバッグを送ったが、数日後「偽物が届いた」と購入者から苦情があった。私は偽物など送っていないのでサイト運営事業者にもその旨を連絡し、購入者と交渉を続けたが、最終的に返品を受け入れることにした。先日、返品されたバッグが戻ってきたが、送付時にバッグを入れたブランドの箱もなく、中身も私が出品したバッグではなく、違うバッグにすり替えられていた。サイト運営事業者に連絡したが購入者に対し、話し合いに応じるよう連絡をすることしかできないと言われた。(A：発送は追跡可能な方法で！)

【利用方法に関するトラブル】

Q：フリマアプリで商品を購入した。初めての取引だったので操作方法がわからず、誤って出品者に低い評価をしてしまった。出品者に問題はなかったので評価を訂正したいと思い、サイト運営事業者に問い合わせのメールをしたが、その問い合わせもきちんとできているのかわからない。どう対応すればいいだろうか。(A：利用規約や運営事業者への問合せ方法を事前に確認！)

【アドバイス】

- フリマサービスでの取引は、**売主と買主との個人間の取引**です。トラブルが起きた場合は、基本的には**当事者間での解決**を求められることを理解しましょう。
- フリマサービスでは、**買主が商品を受け取り、出品者を「評価」すると出品者に代金が支払われます**。評価してサービス上の取引が完了してしまうと、トラブルが起きても、フリマサービス運営事業者の補償サービスやサポートを受けられないことがあります。**商品が届いたら、状態をよく確認してから評価しましょう**。
- 利用する際は、**規約や初心者ガイドなどで、取引ルールやトラブル発生時の対応（補償サービスやサポートなど）をしっかりと確認**することが大切です。

出典：独立行政法人国民生活センター



登米市消費生活相談窓口

☎0220-58-2117 (直通)

【相談時間：月～金(祝祭日・年末年始を除く)9:00～12:00・13:00～16:00】

(登米市南方町新高石浦130番地(登米市役所南方庁舎 市民生活課内))



出前講座のお問合せはこちらまで！